

第4回「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が2月23日に行われる事から実態の認識及び意見を予め申し上げます。

1、社会保険未加入問題の実態については、3回に亘る委員会の中で示され、未加入解消に向けた取り組みの必要性は関係団体の中で概ね一致している。

2、全建総連はこれまで、雇用保険の一人親方への適用、建設業許可などでの使用人数と被保険者の確認、労災保険料のメリット制の縮小または廃止、5人未満法人事業所の（協会けんぽ）適用除外で厚生年金保険の適用、適用除外の届出を「法人設立後5日以内」の緩和、などを述べてきた。

3、建設業は、受注産業であり仕事の繁閑が大きく、企業等が建設技能者の全数を常時雇用することは難しい。しかし、建設技能者の処遇改善や教育・訓練の充実には、彼等の本人確認と所在の追跡が不可欠である。全建総連は、建設労働組合の責務として、組合員を組織化しており、少なくとも65万人に加え、名簿管理を行っている元組合員等の25万人を含めると90万人に及ぶ建設技能者を組織している。社会保険未加入対策の必要性は若年入職者が魅力を感じ、尚かつ将来を託せる産業となることは私たち建設産業を担っている者の責任だと考えている。全建総連は労働組合を母体とする健康保険制度を運営し、技能者育成では62の認定訓練校に700人を超える訓練生がいる。このように全建総連の各組合では入職に際して技術・技能の習得を援助し、社会生活に必要な健康保険、労働保険、建退共などを取扱っている。これらの制度が健全に運用されていることは組合員一人ひとりの本人確認が確実に行われ、一人前の技能者へと成長できる手だてを最大限配慮しているからである。今日、建設事業所の55%（321,506事業所）が5人未満であり、一人親方を含めた小規模事業所に向けた特段の対策が求められている。

4、先ず、①総価契約の中に賃金相当額を再掲することで透明化し、法定福利費を明示すべきである。同時に、過不足が生じた場合の補正制度も必要である。②雇用保険については、新たな仕組みとして一人親方労災加入者に適用できる道を開くべきである。③厚生年金の加入促進には、「協会けんぽ」「健康保険適用除外承認制度」の活用が有効であり、「通知」「現に国民健康保険組合（国保組合）の被保険者である者」を、「現に国民健康保険（市町村国保と国保組合）の被保険者である者」と改めることで国保組合及び市町村国保加入者に厚生年金に積極的に適用することが可能となる。現状、厚生年金に加入している建設技能者はほとんどなく、加入促進を図るには、「健康保険適用除外承認制度」の活用が有効となる。

※健康保険適用除外承認制度を受けられることができる者

国保組合の被保険者である者が、法人または5人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合等に限定されている。

平成17年12月15日、厚労省保険局国保課長・社会保険庁運営部医療保険課長による「通知」